



**令和5年度 第9回
世田谷区長 定例記者会見**

令和6年2月8日
世田谷区



令和6年度当初予算（案）

身近な地区の防災力を高める予算

地区防災力の強化

一般会計当初予算（案）

3,715億5,200万円

（前年度比 +95億6,500万円、2.6%増）

地区防災力の強化
P7

地域・地区の防災力向上

- 【拡充】自助・共助の支援
- 【拡充】在宅避難の推進
- 【拡充】避難所の着実な運営のための備え
- 【拡充】行政拠点の体制強化

建築物耐震診断・補強工事

- 【拡充】新耐震基準で建てられた木造住宅（S56～H12建築）への助成

避難所対策等

- 【新規】災害対策基金を活用した避難者・在宅避難者用備蓄物品の配備
- 【新規】(仮称)災害時物資輸送計画の策定

上用賀公園拡張事業

環境・暮らし
P12

脱炭素社会への取組み

- 【新規】脱炭素地域づくり
- 省エネ・再エネポイントアクション事業
- エコ住宅補助金
- 電気自動車用充電器設置

地域経済発展ビジョンに基づく取組み

- 【新規】せたがやソーシャルビジネス事業補助
- 【新規】エリアリノベーション事業

都市づくり・みどり
P15

千歳烏山駅周辺街づくり

大規模公園整備の取組み

- 玉川野毛町公園拡張事業
- (仮称)北烏山七丁目緑地事業
- 上用賀公園拡張事業

地域行政・DX
P18

地域行政推進計画に基づく取組み

- 【新規】地区・地域課題への取組み
- 【拡充】オンライン相談の全区展開
- 【新規】窓口改善の取組み
- 【新規】申請書等の作成手間の軽減

デジタルデバイド対策

- 【新規】地区会館等におけるデジタルデバイド対策講座
- 【新規】視覚障害者に向けたスマホ相談会
- 聴覚障害者に向けたスマホ相談会
- 高齢者向けスマホ講座

健康・福祉
P23

【拡充】せたがやデジタルポイントラリー事業

【新規】補聴器購入費助成事業

手話を使いやすい環境の整備等の推進

- 【新規】二次元コードによる遠隔手話通訳サービス
- 【拡充】区役所待機手話通訳者配置時間の拡充
- 【新規】聴覚障害者に向けたスマホ相談会
- 【拡充】手話講習会「手話体験教室」の回数増
- 【拡充】手話通訳者処遇改善

教育
P27

多様な学びの場や居場所の充実

- 【新規】学びの多様化学校（不登校特例校）分教室
「ねいろ」の指導体制の充実
- 【拡充】ほっとルームの整備
- 【拡充】ほっとルームせたがYah！オンライン

教育総合センターでの取り組み

- 【新規】STEAM教育出前授業・講座
- 【拡充】教育総合センターの日曜開館

グランドビジョンに
基づく子ども・子育て
支援の充実
P30

子どもの意見表明

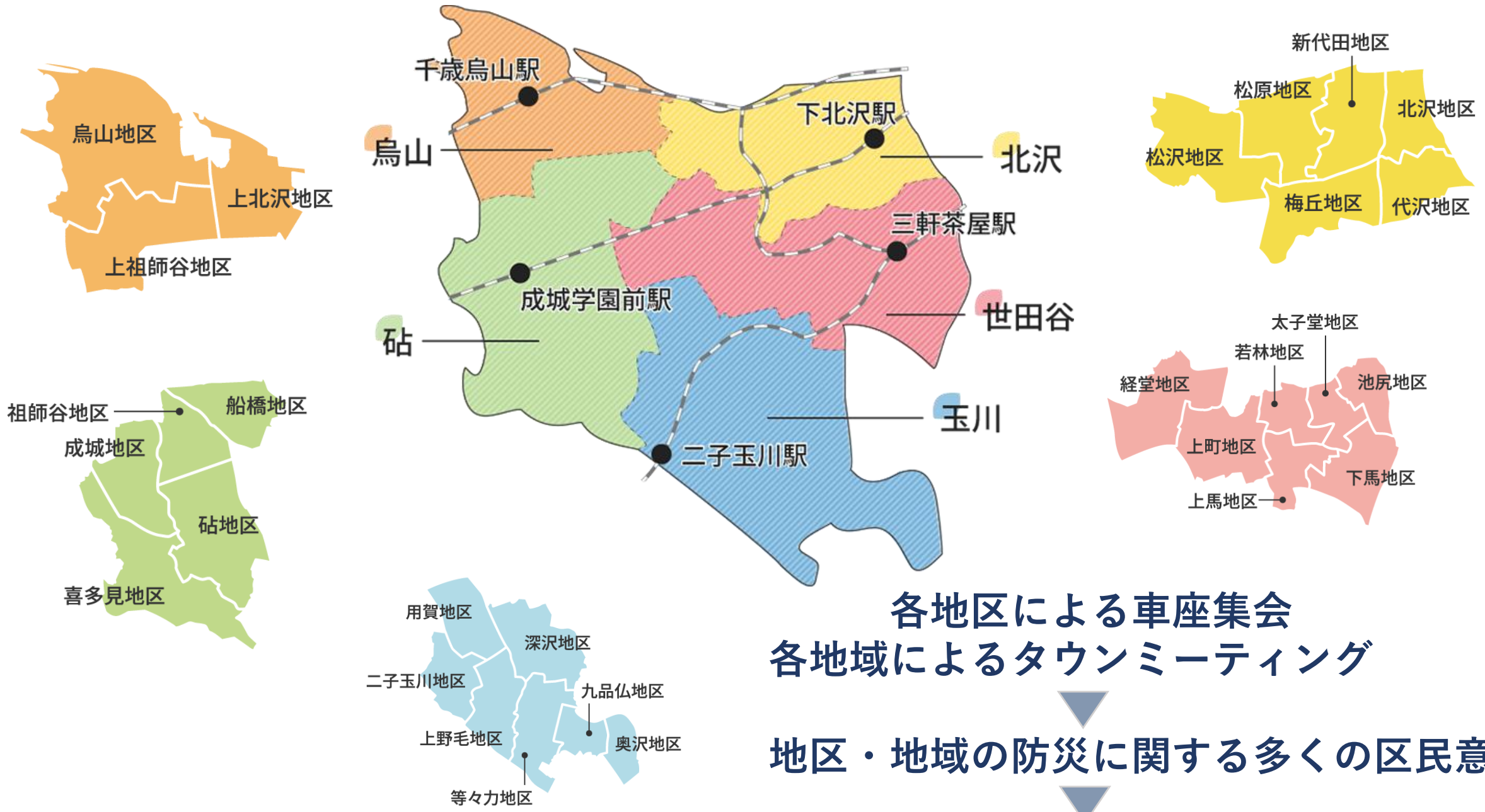
- 【新規】せたがや子どもFun！Fan！ファンディング
- 【新規】児童相談所が関わる子どもの権利擁護

生活困難を抱える子どもと家庭への支援

- 【新規】生活保護世帯出身の大学生等に対する給付型奨学金
- 【拡充】生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業「まいふれいす」

子ども・子育て関連施策の充実

- 【新規】ファミリー・アテンダント事業
- 【拡充】私立幼稚園教育の振興及び充実
- 【新規】保育施設等における在宅子育て支援



各地区による車座集会
各地域によるタウンミーティング

地区・地域の防災に関する多くの区民意見

地区防災力向上に向けた予算編成を実施

区役所本庁舎 オペレーションルーム

防災情報を統合管理する防災情報システムの情報や河川・高所カメラ映像、地図等を大型ディスプレイに投影して災害対策本部を開催。



危機管理体制の強化

防災拠点 上用賀公園拡張用地

緊急輸送道路・世田谷通りに面し、災害拠点病院・関東中央病院に隣接。備蓄物資・支援物資の輸送拠点や消防・警察・ボランティア等の活動拠点、また、医療救護に資する全区的な防災拠点として整備。

人員体制

危機管理監 防災・危機管理基盤の確立、職員への教育訓練

危機管理部副参事 物資輸送・供給体制の確立





地区防災力の強化

01

地域・地区の防災力向上

【拡充】 自助・共助の支援
【拡充】 避難所運営のための備え

【拡充】 在宅避難の推進
【拡充】 行政拠点の体制強化

02

避難所対策等

【新規】 災害対策基金を活用した避難者・在宅避難者用備蓄物品の配備
【新規】 (仮称)災害時物資輸送計画の策定

03

建築物耐震診断・補強工事

【拡充】 新耐震基準で建てられた木造住宅（S56～H12建築）への助成

04

上用賀公園拡張事業

地域特性に応じた取り組みの強化

世田谷地域

地域特性

地域内の大規模住宅に対し、防災意識の向上、在宅避難の推進

在宅避難の支援

大規模住宅の居住者や管理組合等へ、リーフレットの配布や講演会を実施

行政拠点体制強化

停電時の電源として、ガソリン車を給電機能を持つEV車に変更（2台）

北沢地域

地域特性

災害に強いまちづくりのため、訓練への参加促進や在宅避難の啓発

自助・共助の支援

事業者向け講演会や多くの区民に参加してもらえ
る防災訓練等の強化

行政拠点体制強化

拠点隊へポータブル蓄電池等の配備（6台）

玉川地域

地域特性

震災や水害（多摩川洪水や土砂災害など）に備えた防災対応力の強化

自助・共助の支援

水害時避難行動マップの作成・配布（上野毛地区等の約2,700世帯）

行政拠点体制強化等

拠点隊や水害時避難所へポータブル蓄電池等の配備（12台）

砧地域

地域特性

震災や水害（多摩川洪水や、野川・仙川洪水、土砂災害）への備えの強化

在宅避難の支援

啓発リーフレット・防災マップの作成・配布（約8万世帯）

行政拠点体制強化

水害時避難所へポータブル蓄電池等の配備（8台）

烏山地域

地域特性

地域内で最も規模の大きい烏山地区防災塾と連携し、在宅避難の啓発

在宅避難の推進

大規模な団地や集合住宅の管理組合等と連携した取り組みの推進

行政拠点体制強化

- ・支所の発電設備の強化（EV車へのリース変更等）
- ・支所・拠点隊へポータブル蓄電池の配備（12台）

テーマ(分野)	安全・安心		
事業名	地域防災力の向上	予算額	125,882千円

事業目的

首都直下型地震の発生が予測される中、在宅避難の推進など、地域・地区の実情を踏まえた施策を展開し、さらなる地域防災力の向上を図る。

事業概要

【拡充】地域・地区防災力向上の取り組み

自助・共助の支援 28,599千円

- 避難所運営活動物品等の配備(指定避難所96箇所×50千円)
- 避難所運営訓練等の参加者への在宅避難啓発物品(携帯トイレ等)の配布 約6,600個
- 木造密集地域や火災危険度4以上の地区等へのスタンドパイプの配置(22箇所)及び訓練等の啓発 等

在宅避難の推進 24,287千円

- 地域ごとに作成する在宅避難啓発チラシ等の全戸配布(約49万世帯)
- 街路消火器格納箱に在宅避難の啓発表示(約5,000箇所)等

避難所運営のための備え 41,134千円

- 都と区とあわせた備蓄食料(約140万食)を区内に保管するための保管場所の確保
- 大学等の避難所協定施設である予備避難所の開設に備えたスタートキットの配備(蓄電池等を各支所に配備)
- 停電時に備え、水害時避難所へポータブル蓄電池の配備(13台)等

行政拠点の体制強化 31,862千円

- 拠点隊へ寝袋や携帯トイレなどの物品配備(28拠点)
- 拠点隊へポータブル蓄電池(13台)の配備やガソリン車からEV車へのリース変更(4台)等

テーマ(分野)	安全・安心		
事業名	地域防災力の向上	予算額	710,711千円
事業目的	<p>発災直後の混乱期を地域の力で乗り切るため、在宅避難を推進し、地域・地区の実情を踏まえた施策を展開し、さらなる地域防災力の向上を図る。</p>		
事業概要	<p>1 【新規】 災害対策基金を活用した備蓄物品の配備 288,343千円 災害対策基金の用途を、発災直後の復旧・復興に資する経費に加え、災害への備えや体制整備に資する取組みについても拡充し、災害予防に活用する。 ・避難所生活者用携帯トイレ 29万枚 ・在宅避難者用携帯トイレ 80万枚 ・避難所運営用テント及びベッドの配備 購入計画：当初の3か年計画を前倒しし、令和5年～6年の2か年で配備を完了する。 購入予定数：テント約9,000台、ベット約11,000台</p> <p>【新規】 (仮称) 災害時物資輸送計画の策定 1,500千円 発災時における避難者支援の生命線となる物資輸送・供給体制の具体化を図り、より実効性のある体制確立に取り組む。</p> <p>2 建築物耐震診断・補強工事 420,868千円 【拡充】 新耐震基準で建てられた木造住宅 (S56～H12建築) への助成 8,797千円 平成12年5月までに着工した木造住宅を、新たに耐震化支援制度の対象とする。 耐震診断士派遣 140件 (旧耐震：120件、【拡充】新耐震：20件) 耐震改修等助成 21件 (旧耐震：20件、【拡充】新耐震1件)</p>		

問い合わせ先

- 1 危機管理部 災害対策課 電話：03-5432-2262
- 2 防災街づくり担当部 防災街づくり課 電話：03-6432-7174

在宅避難の推進

全区民に防災用品に特化したカタログギフトを配付

対象者：基準日時点で住民基本台帳に登録のある区民
付与ポイント：1人あたり3,000円相当のポイントを付与
令和5年度補正予算で予算計上し、早期に事業を実施



環境・暮らし

01

脱炭素社会への取組み

省エネ・再エネポイントアクション事業
【新規】脱炭素地域づくりの推進
エコ住宅補助金
電気自動車用充電器設置

02

地域経済発展ビジョンに基づく取組み

【新規】せたがやソーシャルビジネス事業補助
【新規】エリアリノベーション事業

テーマ(分野)	暮らし・環境・コミュニティ		
事業名	脱炭素社会への取組み	予算額	152,907千円
事業目的	<p>脱炭素社会実現に向けて、区民・事業者の省エネルギーの取組み及び再生可能エネルギー電力の利用を支援し、脱炭素に役立つ行動変容を促進する。CO2排出量のうち、約5割を占めている家庭における脱炭素化と地域課題の解決に合わせて取組み、脱炭素街づくりを推進する。</p>		
事業概要	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>①省エネ・再エネポイントアクション事業(17,560千円)</p> <p>区民または事業者が本事業に参加登録のうえ、電気・ガスの使用量削減や再エネ電力メニューへの切り替えに取り組み、その結果に応じて「省エネ・再エネポイント」を獲得する。獲得ポイント数に応じて、せたがやPayポイントを付与。家庭や事業所で電気やガスの使用量削減に取り組む「省エネコース」と、再エネ電力メニューへの切り替えに取り組む「再エネでんきコース」の2つのコースを実施する。</p>   </div> <div style="width: 48%;"> <p>③エコ住宅補助金(113,550千円)</p> <p>■補助上限</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁の断熱改修を含む場合：合計40万円 太陽光発電システムを含む場合：合計30万円 その他の工事：合計20万円 <p>※蓄電池(定置型(5万円) 小型ポータブル(1万円) 及びエネファーム(5万円) は上記補助上限とは別枠の定額補助。</p> <p>■スケジュール 令和6年4月1日から令和7年2月末まで受け付け</p>   </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 48%;"> <p>②【新規】脱炭素地域づくりの推進(19,728千円)</p> <p>家庭の脱炭素化を進めるため、先進的技術やサービスを持つ事業者との連携により、脱炭素と地域課題を共に解決するソリューションやサービスをモデル地域で構築し、その成果を全区展開する。事業実施にあたっては、国が進める脱炭素先行地域制度(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)に応募し、最大限活用する。</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>④電気自動車用充電器の設置(2,069千円)</p> <p>公共施設における電気自動車(EV)の充電器のインフラ整備を進めるため、公設によるEV充電器の設置に加え、官民連携による民設民営方式を取り入れ、更なる整備拡大を図る。民間事業者によるEV充電設備の整備や充電スポットの区民周知を連携して行い、ゼロ・エミッション・ビークル(ZEV)の利用促進に向けた取組みを加速させる。</p>  </div> </div>		
問い合わせ先	<p>①③④ 環境政策部 環境・エネルギー施策推進課 電話：03-6432-7133</p> <p>② 環境政策部 環境計画課 電話：03-6432-7128</p>		

テーマ(分野)	環境・暮らし		
事業名	地域経済発展ビジョンに基づく取組み	予算額	8,142千円
事業目的	<p>令和6年4月に、「世田谷区地域経済発展ビジョン」を策定し、「地域経済の持続可能な発展」の実現のため、経済的発展に加え、社会課題や地域課題の解決など非経済的価値の重要性を認め、両立する取組みを推進する。</p>		
事業概要	<p>■【新規】せたがやソーシャルビジネス事業補助(2,614千円)</p> <p>コロナ禍を経て、地域での活動時間が増え、より身近な地域課題やSDGs等の社会課題に対する意識の高まりに加え、新たな技術等の活用や汎用性の広がりにより、これまで収益をあげることが難しかった領域や公共が担ってきた領域において、民間事業者が収益を得ながら社会・地域課題解決に取り組むことができる糸口も広がりつつある。これを担う事業者等を後押しする仕組みや支援の促進の一つとして、新たに補助金制度を創設し、社会・地域課題の解決や地域の活性化を図るソーシャルビジネスに対して、補助を行う。</p> <p><概要(予定)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件あたりの補助上限額 : 500千円(補助率2/3) ・対象: 区内事業者(株式会社、個人事業者、NPO等) ・交付予定件数 : 5件(審査により採択) <p>■【新規】エリアリノベーション事業(5,528千円)</p> <p>公共的役割を果たす商店街による公共的活動の更なる活性化を通じた街の賑わいを継続的に創出していくことは、多様な産業が根付く地域経済の基盤強化に必要な要素のひとつであるが、他方で、事業承継の難しさや空き店舗の増加など、商店街を含む地域経済を取り巻く環境は厳しいものとなっている。そこで、担い手の高齢化や空き店舗の増加などの課題に直面する商店街等エリアにおいて、地域の人材や資源を掘り起こし、地域経済活性化の取組みを推進することで、エリア全体の「稼ぐ力」の向上や魅力の再創出等を図る。</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデルケースとなる商店街等エリアを選定。 ・基礎調査を実施し、課題整理とともに、地域の人材や資源の掘り起こしを実施。 		
問い合わせ先	<p>経済産業部 産業連携交流推進課 電話: 03-3411-6644 経済産業部 商業課 電話: 03-3411-6652</p>		



都市づくり・みどり

01

千歳烏山駅周辺街づくり

02

大規模公園整備の取り組み

玉川野毛町公園拡張事業
上用賀公園拡張事業
(仮称) 北烏山七丁目緑地整備事業

テーマ(分野)	都市づくり		
事業名	千歳烏山駅周辺街づくり	予算額	9,097千円

事業目的

千歳烏山駅周辺地区では、京王線連続立体交差事業をはじめとする都市計画事業等を契機に街づくりを進めており、区は令和3年に「地区計画」を策定し、地区の目標や方針を定めるなど、取組みを進めている。また、区民等による街づくりも活発に進められており、様々な主体が連携し、地区計画の目標である「駅南北の交流と人々が集う魅力あふれるまち」の形成をめざす。

事業概要

【駅周辺地区の取組み】

- ①区は、「地区計画」でめざす街づくりの実現に向け、建築物の用途や高さの最高限度の指導等、街づくりのルールに則した計画の誘導などの取組みを推進する。
- ②駅周辺の5つの商店街で構成する商店街連合会に設置された街づくり委員会では、令和4年にめざすまちの姿を「ちとから・まちづくりデザイン」として取りまとめ、実現に向けた活動が進められている。区は、街づくり委員会の活動を支援するとともに、連携した取組みを行う。
- ③様々な機会を活用して情報を発信することにより、街づくりの取組みへの理解促進を図る。

【駅前広場南側地区の取組み】

- ④都市計画事業として進めている駅前広場を含む南側地区では、地権者による、まちづくり準備会において、市街地再開発事業を活用した街づくりの検討が進められ、令和4年に再開発準備組合が設立された。区は、再開発準備組合による、再開発事業に係る都市計画決定に向けた、施設計画の検討、合意形成などの取組みを支援する。



②街づくり委員会による視察の様子



②「ちとから・まちづくりデザイン」






④再開発準備組合総会の様子



④駅前広場南側地区

テーマ(分野)	都市づくり		
事業名	大規模公園整備の取組み	予算額	663,931千円
事業目的	<p>世田谷区みどりの基本計画に掲げる「みどりの量の確保」、「みどりの質の向上」、「協働の推進」の3つの視点を踏まえ、みどり率33%の達成と区民の一人当たりの公園面積6㎡を目標に、各大規模公園整備事業に取り組む(区民一人当たりの公園面積 令和6年4月1日:2.95㎡)。</p>		

事業概要		
<p>① 玉川野毛町公園拡張事業(拡張区域面積:約2.8ha) 令和5年度末:第1期拡張部分開園予定 令和7年度末:第2期拡張部分開園予定 整備工事、住民協働による公園運営の検討 559,046千円</p> <p>玉川野毛町公園の拡張予定地においては、開園前からオープンスペースや樹林地で活動の試行やデザインの検証を繰り返し行うことで、みどりの将来像や実際の公園利用を見据えた質の高い公園整備の検討を進めてきた。区民の参加と協働で作成された設計をもとに、令和5年度から整備に着手しており、住民協働による公園運営の検討を行い令和7年度末の全体開園をめざす。</p>  <p>イメージパース</p>	<p>② 上用賀公園拡張事業(拡張区域面積:約3.1ha) 令和11年度以降:一部開園予定 令和13年度以降:体育館を含めた全体開園予定 DBO方式による整備・管理運営に向けた準備と区民参加の取組み 60,236千円</p> <p>上用賀公園の拡張計画地において、既存の緑を保全し、スポーツの場を確保するとともに、防災機能を併せ持った都市公園を整備する。令和5年度に策定した基本計画に基づき、令和6年度はDBO方式による整備・管理運営事業者の公募選定に向け準備を進めるとともに、地域住民に親しまれる公園をめざし、引き続き、オープンパークを開催する。</p>  <p>イメージ図</p>	<p>③ (仮称)北烏山七丁目緑地事業(面積:約3.0ha) 令和10年度以降:整備・開園予定 土地の取得及び住民協働による基本計画(骨子)の検討・作成 44,649千円</p> <p>(仮称)北烏山七丁目緑地事業は、まとまりのある既存樹林地を保全し、烏山寺町周辺の「みどりの拠点」、「生きもの拠点」づくりを推進するとともに、グリーンインフラの推進や、大規模敷地を活かした地域の防災機能の向上に寄与することをめざしている。令和6年度は、土地の取得、ワークショップの実施や、令和5年度に引き続き、現地開放イベントの開催などを通して、地域住民との協働により、緑地の計画づくりを進める。</p>  <p>現地開放イベントの様子(令和5年11月)</p> <p>* 土地取得費を除く</p>

問い合わせ先	① みどり33推進担当部	公園緑地課	電話:03-6432-7910
	②③ みどり33推進担当部	みどり政策課	電話:03-6432-7903
	② スポーツ推進部	スポーツ施設課	電話:03-5432-2744



地域行政・DX

01

地域行政推進計画に基づく取り組み

- 【新規】 地区・地域課題への取り組み
- 【拡充】 オンライン相談の全区展開
- 【新規】 窓口改善の取り組み
- 【新規】 (仮称) マイナンバーカードセンターの開設

02

デジタルデバイド対策

- 【新規】 地区会館等におけるデジタルデバイド対策講座
- 【新規】 視覚障害者に向けたスマホ相談会
- 聴覚障害者に向けたスマホ相談会
- 高齢者向けスマホ講座

テーマ(分野)	地域行政・DX		
事業名	地域行政推進計画に基づく取組み	予算額	23,400千円

事業目的

区は全区・地域・地区にそれぞれ本庁・総合支所・まちづくりセンターを設置する三層構造の地域行政制度により、地区・地域に密着した地域行政を推進している。世田谷区地域行政推進計画(令和6年～9年度)の下、地域行政の目的である「地域の実態に即したまちづくり」をさらに進め、身近な地区・地域の課題の解決に、幅広い世代の参加と協働により取り組む。



事業概要

【新規】地区・地域課題への取組み
 人口構成や世帯構成、地域資源、地勢などの特徴は各地区・地域により異なることから、その実情・課題に応じた取組みが必要となります。各地区・地域において、地区・地域の特性を踏まえたまちづくりを進めていきます。

地区課題への取組み 30万円×28地区 8,400千円
 まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館等が社会資源、住民ニーズ、生活課題等を地区アセスメント等により把握・分析し、明らかにします。これを地区の区民・関係機関等と共有し、地区課題の解決に向けて、区民や団体、事業者とともに、参加と協働の地域づくりを進めます。

地域課題への取組み 300万円×5地域 15,000千円
 各総合支所では地区の課題を踏まえた上で、タウンミーティング等により区民意見を伺いながら地域経営方針を作成し、課題と対応の方向性を明らかにします。地域経営方針に基づく取組みを進めるとともに、区民や団体、事業者と地域課題の共有化を図り、参加と協働の地域づくりを進めます。

課題への対応事例「学習支援の場の提供」
 車座集会等では、「子どもが自習・学習できる場所が少ない」との意見が寄せられました。地区・地域における子どもの学習の場の確保として、区民センター、地区会館等の提供を先行して試行し、併せて他施設の活用の可能性を検討していきます。

テーマ(分野)	地域行政・DX		
事業名	地域行政推進計画に基づく取組み	予算額	741千円
事業目的	<p>区は全区・地域・地区にそれぞれ本庁・総合支所・まちづくりセンターを設置する三層構造の地域行政制度により、地区・地域に密着した地域行政を推進している。世田谷区地域行政推進計画(令和6年～9年度)の下、地区及び地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりを推進し、「福祉の相談窓口」においては、オンライン相談を28地区に拡大するとともに、併せて相談先も拡大することで利便性の向上を図る。</p>		
事業概要	<p>【拡充】オンライン相談の全区展開 身近な地区の「福祉の相談窓口」(まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会地区事務局)において、総合支所等への直接相談が必要なときにオンライン相談ができる体制を、令和4・5年度の5地区でモデル実施検証を踏まえ、機器やアプリケーション等の改善により、令和6年度中の28地区の展開を図ります。併せて接続先(相談先)の拡大により、区民の利便性の向上を図ります。</p> <p>○オンライン相談実施地区の拡大 令和5年度実施地区 5地区 → 令和6年度中 28地区へ拡大 ○オンライン相談先の拡大 令和5年度接続先 各総合支所(生活支援課・保健福祉課・健康づくり課・子ども家庭支援課) 令和6年度接続拡大先 ・障害に関する相談 …各地域のぽーと(地域障害者相談支援センター)5か所 ・生活全般にわたる困りごとの相談 …ぷらっとホーム世田谷(世田谷区生活困窮者自立相談支援センター) ・特殊詐欺に関する相談 …世田谷区特殊詐欺相談ホットライン ・その他 順次検討・拡大を図ります。</p> <div style="text-align: right;"> <p>オンライン相談イメージ</p> <p>まちづくりセンター (福祉の相談窓口)</p>  <p>↓ オンライン接続</p> <p>総合支所・各種相談先</p>  </div>		

テーマ(分野)	地域行政・DX		
事業名	地域行政推進計画に基づく取組み	予算額	336,613千円
事業目的	<p>くみん窓口や出張所窓口における混雑期の混雑解消にデジタル技術を活用した取組みを進めるとともに、自治体情報システムの標準化・共通化を機会に窓口サービスの改善を図る。また、「(仮称)世田谷区マイナンバーカードセンター」を開設する。</p>		
事業概要	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【1 窓口改善の取組み】(165,042千円) くみん窓口・出張所へ転入届その他の手続きのために来庁する区民の利便性向上を図るため、令和7年1月のシステム標準化にあわせ、いわゆる「書かない窓口」を実現するためのシステムを導入する。</p> <p>【2 (仮称)世田谷区マイナンバーカードセンターの開設】(171,571千円) 三茶昭和ビル(三軒茶屋1-41-10)3・4階にマイナンバーカード専用窓口(キャロットタワー2階)とカードのバックヤード業務を担う事務所を集約した新拠点「(仮称)世田谷区マイナンバーカードセンター」を令和6年7月(予定)に開設し、窓口の増設及び取扱い業務の拡充を行う。</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>マイナンバーカードセンター</p> <p>令和6年6月まで</p> <p>マイナンバー担当課執務室 バックヤード業務 (カード交付準備、 電話対応、事務処理等)</p> <p>カード搬送 ↓ ↑ 書類等搬送</p> <p>マイナンバーカード専用窓口 窓口業務 (交付・申請受付等)</p> <p>窓口当番 (約7名/日)</p> <p>令和6年7月から</p> <p>マイナンバーカードセンター バックヤード業務 窓口業務</p> <p>拠点の一体化により 区民の利便性向上 事務の効率化</p> </div> </div>		
問い合わせ先	1 地域行政部 住民記録・戸籍課 2 地域行政部 マイナンバー担当課	電話 : 03-5432-2236 電話 : 03-6413-0952	

テーマ(分野)	暮らし・環境・コミュニティ		
事業名	デジタルデバйд対策	予算額	69,926千円
事業目的	<p>DXの推進による区民の利便性の向上や区政への区民参加の促進を図るとともにデジタル化への対応が困難な区民等への支援を推進するため、世田谷区DX推進方針及び世田谷区地域行政推進計画に基づき、安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現するため、デジタルデバйдの解消に向けた各種事業を実施する。</p>		
事業概要	<p>【1.地区でのスマホ講座】 1地区あたり11回、28地区で延べ308回</p> <p>① 全まちづくりセンターにおいて、高齢者を対象にスマホ講座を開催する。 (講座開催数：28地区で基礎講座5回、相談会2回実施、延べ196回)</p> <p>② 四者連携での地区のニーズ等を踏まえ、あんしんすこやかセンターにおいて、高齢者の介護予防講座や交流(孤立防止)の場としてオンライン利活用につなげるため、デジタル関連講座を地区ごとに実施する。 (講座開催数：28地区で2回、延べ56回)</p> <p>③ 地区会館等での生涯学習・活動の幅を広げるため、Wi-Fiを活用し、リモート会議やオンラインでの交流活動、ICTを活用した健康講座、また、災害時も拠点となる区民利用施設での防災講座、スマホ講座による手続き支援などを、子ども・若者、高齢者、障害者など幅広い区民を対象として実施する。 (講座開催数：28地区 2回程度 延べ56回程度)</p> <p>【2.障害者に向けたスマホ相談会】 延べ26回</p> <p>障害のある方々の円滑な情報収集や意思疎通など情報コミュニケーションを促進するため、スマホ相談会を開催する。</p> <p>① 視覚障害者に向けた相談会 (相談会開催数：24回)</p> <p>② 聴覚障害者に向けた相談会 (相談会開催数：2回)</p>		
問い合わせ先	<p>1 ①北沢総合支所 地域振興課 電話：03-5478-8038 ②高齢福祉部 介護予防・地域支援課 電話：03-5432-2953 ③政策経営部 政策企画課 電話：03-5432-2032</p> <p>2 障害福祉部 障害施策推進課 電話：03-5432-2385</p>		





健康・福祉

01

【拡充】 せたがやデジタルポイントラリー事業

02

手話を使いやすい環境の整備等の推進

【新規】 二次元コードによる遠隔手話通訳サービス

【拡充】 区役所待機手話通訳者配置時間の拡充

【新規】 聴覚障害者に向けたスマホ相談会

【拡充】 手話講習会「手話体験教室」の回数増

【拡充】 手話通訳者処遇改善

03

【新規】 補聴器購入費助成事業

テーマ(分野)	健康・福祉		
事業名	【拡充】せたがやデジタルポイントラリー事業	予算額	100,290千円

事業目的

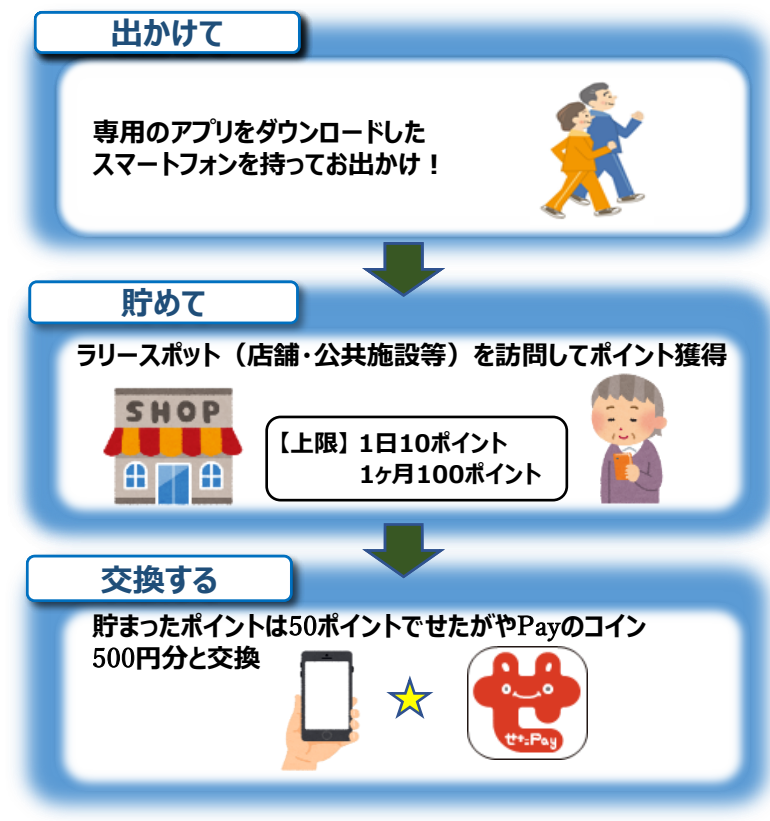
高齢者が積極的に外出し、歩くことを通じて人との交流、地域活動への参加等に繋がるよう、外出することがインセンティブとなるポイントラリーを実施することにより、高齢者の健康寿命の延伸や持続可能な介護保険制度に資することを目的とする。

事業概要

- 実施地区及び実施期間
 - ・全区(28地区)で実施する。
 - ・実施期間：令和6年10月1日～令和7年3月下旬(約6か月間)
 - ※区内3地区で試行実施中(令和5年10月2日～令和6年3月29日)
- 事業内容
 - ・65歳以上の高齢者が対象のスマホアプリを活用したポイントラリー
 - ・定員4,200名(28地区×150名程度)
 - ・参加者は、協力店舗や公共施設等のラリースポット(区内280か所程度)へ行くことで1ポイント獲得できる。
 - ・獲得したポイントは、50ポイントごとに500円分のせたがやPayのコインと交換できる。6か月最大6,000円分のせたがやPayのコインと交換可能。
 - ・せたがやPayの活用により、区内経済循環にも貢献できる。
- 参加支援

説明会・相談会を全地区で実施(R6.9～11まで月4回、R6.12～R7.3まで月1回、合計448回)し、専用アプリの使用方法等について支援する。
- スケジュール(予定)

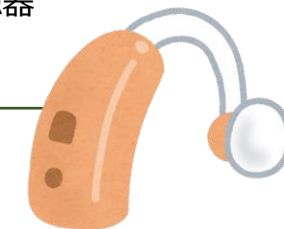
令和6年 8月～	事業周知開始(ポスター掲示、チラシ配布等開始)
9月2日	申込み開始(～2月28日)
10月1日	事業開始(～3月下旬)



テーマ(分野)	健康・福祉		
事業名	手話を使いやすい環境の整備等の推進	予算額	32,236千円
事業目的	世田谷区手話言語条例の施行に伴い、手話の理解や普及、手話を必要とする当事者が手話を使いやすい環境の整備等を推進する。		
事業概要	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>■【新規】二次元コードによる遠隔手話通訳サービスの実施 (3,014千円) 各総合支所のくみん窓口、保健福祉課、各出張所の窓口に設置した二次元コードをスマートフォン等で読み込むことで、遠隔の手話通訳者につなぐ。</p> <p>■【拡充】区役所における待機手話通訳者の配置時間の拡充 (5,538千円) 現在は平日午前中のみ(9時から12時)区役所に待機している手話通訳者を、平日窓口開庁時間(8時30分から17時)に拡充する。</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>■【新規】聴覚障害者に向けたスマホ相談会 (485千円) 手話を必要とする当事者が必要な情報を取得できるよう、聴覚障害者に向けたスマホ相談会を実施する。開催回数 2回</p> <p>■【拡充】手話講習会「手話体験教室」の実施回数の拡充 (6,765千円) 言語としての手話の理解を深めることを目指し、現在は秋に実施している「手話体験教室」について、来年度以降は、秋及び冬の開催に拡充する。 R5 2クラス/年→R6 4クラス/年</p> <p>■【拡充】手話通訳者の処遇改善 (16,434千円) 手話通訳者を、手話という言葉と文化を理解したうえで、日本語を話す人と繋ぐ専門職として改めて評価し、手話通訳者の派遣単価を拡充する。 現行：2.5時間まで3,420円、以降1,200円/時間 R6：2時間まで5,620円、以降2,310円/時間など</p> </div> </div>		



テーマ(分野)	健康・福祉		
事業名	【新規】中等度難聴者のための補聴器購入費助成	予算額	62,530千円
事業目的	<p>身体障害者手帳の対象とならない18歳以上の中等度難聴者を対象として、ライフステージに応じた生活の質を高めることを目的として、補聴器購入費を助成する。</p>		
事業概要	<p>■ 中等度難聴者に対する補聴器購入費助成</p> <p>聴力の低下により周囲とのコミュニケーションがとりにくい中等度難聴者が、適切に補聴器を装用することで聴覚のバリアフリーを進め、就学における人間関係の構築、就労のための円滑な意思疎通や高齢者の認知機能低下の防止など、ライフステージに応じた生活の質を高めることを目的に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する(身体障害者手帳(聴覚障害)に該当しない片耳の重度・高度難聴者も対象)。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>65歳以上 【対象】 中等度の難聴があり、医師により補聴器の必要があると認められた、非課税世帯に属する65歳以上の区民 【助成内容】 5万円以内は自己負担なし 1人1回限り</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>18歳以上65歳未満 【対象】 中等度の難聴があり、医師により補聴器の必要があると認められた非課税世帯に属する18歳以上65歳未満の区民(学生は特別区民税所得割46万円未満) 【助成内容】 5万円(両耳10万円)以内は自己負担なし。5年に1回申請可 <u>* 学生の特例</u> 大学等の在学者は、基準額13万7千円(両耳27万4千円)と購入費用を比較して少ない方の額の9割を助成(非課税世帯、生活保護世帯は基準額以内は自己負担なし)</p> </div> </div>		
問い合わせ先	高齢福祉部 高齢福祉課 電話：03-5432-2768 障害福祉部 障害施策推進課 電話：03-5432-2415		





教育

01

多様な学びの場や居場所の充実

【拡充】ほっとルームの整備

【新規】学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」の指導体制の充実

【拡充】ほっとルームせたがYah！オンライン

02

教育総合センターでの取り組み

【新規】STEAM教育出前授業・講座





【拡充】教育総合センターの日曜開館

テーマ(分野)	教育		
事業名	多様な学びの場や居場所の充実	予算額	174,833千円

事業目的

区における不登校児童・生徒の数が、令和4年度で1,540人と、最近5年間で1.87倍と増加傾向にあり、更なる支援の拡充が必要な状況にあるなか、不登校児童・生徒の個々に応じた支援を、各学校が組織的・継続的に行うため、教職員共通の対応の指針となる「不登校支援ガイドライン」を令和6年3月に策定する。不登校の未然防止、早期発見・早期対応、長期化した場合の支援など、各段階における対応の指針に基づいた取組みを推進する。

事業概要

<p>1【拡充】ほっとルーム(別室登校) 23,903千円</p> <p>学校に登校しているものの様々な事情から教室に入れず、保健室などの別室を居場所としている児童・生徒への支援を目的として、令和7年度の全校への展開に向け、受入れスペースの確保に係る環境整備を進めていく。</p> <p>R5 15校 → R6 60校</p> 	<p>2【拡充】学びの多様化学校(不登校特例校) 分教室ねいろ 45,261千円</p> <p>令和4年4月に世田谷中学校の分教室として学びの多様化学校(不登校特例校)分教室「ねいろ」を開設。学びや学校生活への意欲が高まってきた子どもたちのための、正規の教職員がいる学校。基礎的な学習を行うほか、一人一人のチャレンジ意欲や個性を伸ばす教育活動を行っている。令和6年度から指導体制の充実に向け、区独自の教員(会計年度任用職員)を配置する。また、令和7年1月から学びの多様化学校分教室「ねいろ」における給食提供を開始する。</p>  	<p>3【拡充】ほっとルームせたがYah! オンライン(ONLINE) 8,667千円</p> <p>令和5年度より、不登校及び不登校傾向のある児童・生徒を対象に、タブレット型情報端末等を利用したオンラインによる支援を実施している。令和6年度から新たにメタバース環境を導入し、アバターを活用して、より気軽に参加しやすい環境を整備することで、支援の拡充を図る。</p> 
---	---	---

問い合わせ先

1・2・3 教育総合センター 教育相談課 電話：03-6453-1511
 2 学校教育部 教育指導課 電話：03-5432-2710
 教育政策・生涯学習部 学校健康推進課 電話：03-5432-2609

テーマ(分野)	教育		
事業名	教育総合センターでの取り組み	予算額	129,248千円

事業目的

教育総合センターでは、毎週土曜日と学校の長期休業期間中にSTEAM教育講座を実施し毎回定員を超える応募がある。また開館以来、区民交流エリア(えがおの森)の1日平均区民利用者数は開館当初より約3倍に増加し研修室利用も含めた年間来館者数も大幅に増加している。こうした状況を踏まえ、STEAM講座の実施拡充するとともに新たに日曜日に施設を開放し区民利用の更なる促進を図る。

事業概要

1【新規】STEAM教育出前講座 4,502千円

子どもたちが論理的な思考や問題発見・解決能力等を育むことを目的に、STEAM (Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(芸術)、Mathematics(数学)の頭文字) 教育講座の講師を各学校へ派遣し、総合的な学習の時間または各教科で授業を実施する。

対象：該当クラスの児童・生徒
R6 小学校8校、中学校4校



2【新規】青少年交流センターにおけるSTEAM教育出前講座 717千円

子どもたちが多様な学びに参加する機会の充実を図るため、青少年交流センターを会場にSTEAM教育講座を実施する。

対象：区内在住・在学の幼児・児童・生徒
※講座の内容により異なる
R6 実施場所3センター



3【拡充】教育総合センターの日曜開館 124,029千円

新たに日曜日に施設を開放し、区民交流エリアや研修室を開放することで、新たな区民利用の促進を図る。

開始時期：R6.4月
開館エリア：えがおの森、屋外広場、研修室



問い合わせ先	1・2 教育総合センター 教育研究・ICT推進課 電話：03-6453-1536
	3 教育総合センター 教育相談課 電話：03-6453-1535



グラントビジョンに基づく子ども・子育て支援の充実

01

子どもの意見表明

【新規】せたがや子どもFun! Fan! ファンディング

【新規】児童相談所が関わる子どもの権利擁護

02

子ども・子育て関連施策の充実

【新規】ファミリー・アテンダント事業

【拡充】私立幼稚園教育の振興及び充実

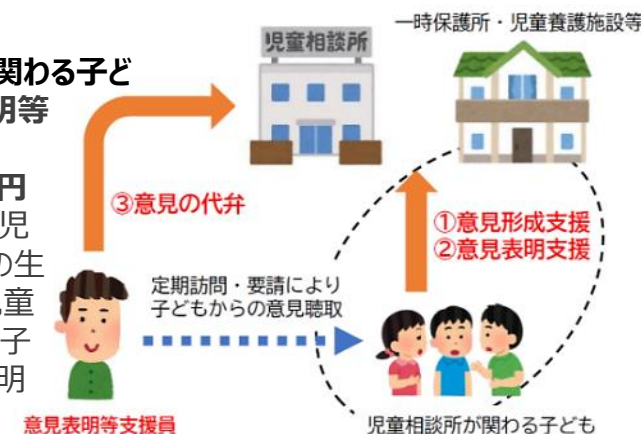


【新規】保育施設等における在宅子育て支援

03

生活困難を抱える子どもと家庭への支援

【新規】生活保護世帯出身の大学生等に対する給付型奨学金

【拡充】生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業「まいぷれいす」

テーマ(分野)	子ども若者			
事業名	子どもの意見表明		予算額	27,255千円
事業目的	子どもや若者が地域社会の中で、多様な活動に主体的に参加する機会の創出や、意見表明や意見形成の支援を通じて、子どもが自分の意見を安心して表明することができる環境を整備する。			
事業概要	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>1【新規】せたがや子どもFun! Fan! (ファンファン) ファンディング 4,527千円 子どもたちの「こんなことをしたい、やってみたい」を応援するために、「世田谷区子ども基金」を活用し、子どもたちの意見表明と地域社会での自発的な活動(参画)を支援する事業をモデル実施する。 <助成対象団体> 区内在住、在学、在勤の小学校1年生から18歳までの子どもで構成する団体 <助成対象事業> 子どものアイデアから生まれ、子どもが主体となり地域(区内)の中で活動する費用の一部を助成する。 <助成金額> 1団体上限20万円</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>2【新規】児童相談所が関わる子どもの権利擁護(意見表明等支援事業) 14,881千円 意見表明等支援員が、児童相談所が関わる子どもの生活の場(一時保護所・児童養護施設等)へ訪問し、子どもの意見形成や意見表明等を支援する。</p>  </div> </div>			
<p>3 若者環境フォーラム・若者環境デー 5,769千円 環境に関する活動を行う若者(中高生、大学生等)が、取組み事例の発表や意見表明を行う「若者環境フォーラム」や、主に小学生以上を対象とし、カーボンニュートラルの目標達成に向け何ができるかを考える機会を提供する「若者環境デー」を開催する。</p> 	<p>4【拡充】子ども・青少年会議 1,855千円 青少年交流センターや児童館など、子どもにとって身近な場所で意見表明の場を設けることにより、子どもの意見聴取を行う。 <対象> 区内在住、在学、在勤の小学校1年生から高校生世代まで <実施場所> 6か所</p>	<p>5 生徒会サミット 223千円 子どもたち自らの意見やアイデア等を学校生活に生かしていくことができるようにする機会を確保し、自主的活動を推進する。 <スケジュール(実施期間等)> 令和6年6月～令和7年2月 延べ5回程度</p> 		
問い合わせ先	<p>1・4 子ども・若者部 子ども・若者支援課 電話：03-5432-2066 2 子ども・若者部 児童相談支援課 電話：03-6304-7745 3 環境政策部 環境・エネルギー施策推進課 電話：03-6432-7133 5 学校教育部 教育指導課 電話：03-5432-2706</p>			

テーマ（分野）	子ども若者
事業名	子ども・子育て関連施策の充実
予算額	2,013,144千円

事業目的

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づき、すべての子育て家庭が孤立することなく、地域の人々や子育て支援につながりながら安心して暮らせるよう、子ども・子育て支援を切れ目なく、シームレスに実施する。

事業概要

1 【新規】ファミリー・アテンダント事業 456,860千円

子育て世帯への定期的な家庭訪問（月1回）等により、日常的な困りごとや悩みの早期把握、地域の子育て支援情報や育児支援品の提供（訪問1回あたり3,000円分の電子チケット等の配布）を行うとともに、地域の民間団体等と連携し、子育て世帯の不安や悩み、ニーズに寄り添う伴走支援を実施することで子育て世帯の孤立防止と地域で見守る支援の強化を図る。

＜対象世帯＞ 区内在住の0歳5か月～11か月の子を持つ子育て世帯
 ＜開始時期＞ 令和6年7月（予定）

2 【拡充】私立幼稚園等保護者負担軽減補助の拡充 621,994千円

私立幼稚園等に通園する幼児の保護者への負担軽減補助を拡充する。

＜入園料補助＞ 9万円→10万円（上限）
 ＜保育料補助＞ 区補助 月2,000円→3,500円（上限）
 【国・都制度分を含めた保育料補助総額 月29,500円→31,000円】

3 【拡充】特別支援教育事業費補助の拡充 46,527千円

障害児の在籍する私立幼稚園等に対する補助について、障害の程度等に応じた段階的な補助額に拡充し、障害児の受け入れを促進する。

＜年間補助額＞ ※都補助制度を併用し、かつ入園期間が1年間の場合
 10万円→①49.2万円（障害程度が重い）、②23.7万円（①以外）

4 【新規】未就園児の定期的な預かり事業 802,573千円

保育所等の空き定員や空きスペースを活用し、保護者の就労等の有無に関わらず、未就園児を一定期間預かる事業を実施する。

＜対象者＞ 特定教育・保育等を利用していない0～2歳
 ＜対象施設＞ 私立保育園、私立認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、私立幼稚園

5 【新規】一時預かり利用者負担軽減事業 85,190千円

利用者の負担を軽減し、一時預かり事業等の利用を促進する。

＜対象世帯＞ 特定教育・保育等を利用していない生活保護世帯、住民税非課税世帯、年収360万円未満世帯、その他要支援児童のいる世帯
 ＜軽減額＞ 3,000円/日（上限）

問い合わせ先	1	子ども・若者部 子ども家庭課	電話：03-5432-2206
	2・3	子ども・若者部 子ども・若者支援課	電話：03-5432-2066
	4・5	子ども・若者部 保育課	電話：03-5432-2325

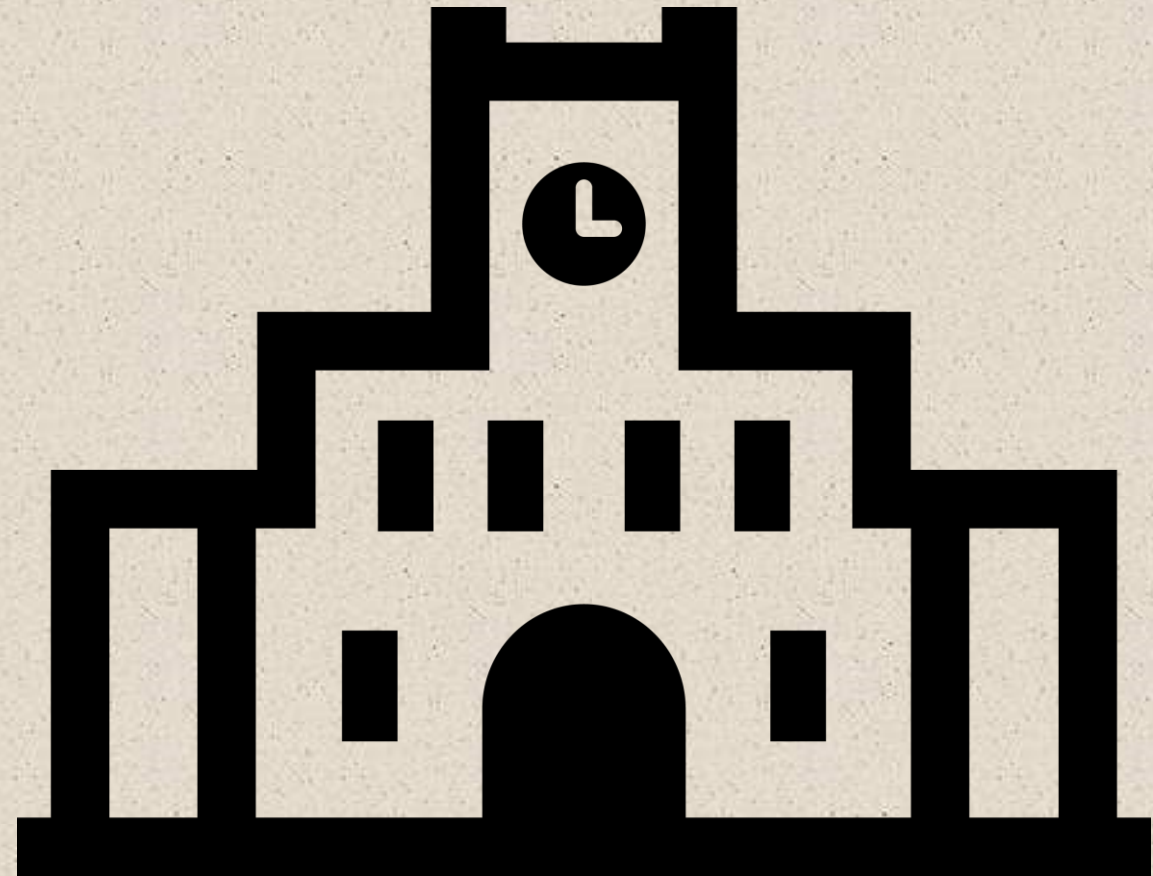
生活保護世帯出身の大学生等に対する給付型奨学金

学費（上限50万円）

教材費・通学交通費（実費）

※中途退学した場合も返還不要

大学等高等教育への進学支援及び
中退防止を目的とした給付型奨学金



テーマ(分野)	子ども若者		
事業名	生活保護世帯出身の大学生等に対する給付型奨学金	予算額	31,800千円

事業目的

国の制度の狭間にあり、大学進学率が著しく低い生活保護世帯出身の若者を対象に、大学等高等教育への進学支援及び中退防止を目的とした給付型奨学金を実施する。


事業概要

生活保護世帯の子どもの大学等進学率は著しく低く、その原因の一つとして、生活保護世帯の子どもの大学等に進学した場合、その子どもは世帯分離となり、生活保護の適用から外れ、世帯の生活保護費が減額になるという現状がある。子どもの貧困対策の推進として、国の制度の狭間にあり、大学等高等教育への進学・通学に困難を抱えている生活保護世帯出身の大学生等に対する給付型奨学金を実施する。

1 対象者
区内の生活保護世帯出身の大学生等※、高等教育進学者
※国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となっている大学、短期大学、高等専門学校(4・5年)、専門学校

2 給付内容
学費(上限50万円)、教材費・通学交通費(実費)
※中途退学した場合も返還不要

3 周知方法
生活保護ケースワーカーより対象者に周知するとともに、子ども家庭課との連携のもと、必要に応じて申請手続きをサポートする。



<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">通学費・修学費 112,100円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">その他の学校納付金 151,300円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">授業料 1,033,200円</td></tr> </table>	通学費・修学費 112,100円	その他の学校納付金 151,300円	授業料 1,033,200円	<p><現状></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">国の給付型奨学金の一部を充当</td></tr> <tr style="background-color: #fff9c4;"><td style="text-align: center;">アルバイトor貸与型奨学金 494,800円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">国の授業料減免 700,000円</td></tr> </table> <p>→</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">国の授業料減免 700,000円</td></tr> <tr style="border: 2px dashed black;"><td style="text-align: center;">区の実費 区の給付型奨学金 上限50万円まで</td></tr> </table> <p><区の新施策導入後></p>	国の給付型奨学金の一部を充当	アルバイトor貸与型奨学金 494,800円	国の授業料減免 700,000円	国の授業料減免 700,000円	区の実費 区の給付型奨学金 上限50万円まで
通学費・修学費 112,100円									
その他の学校納付金 151,300円									
授業料 1,033,200円									
国の給付型奨学金の一部を充当									
アルバイトor貸与型奨学金 494,800円									
国の授業料減免 700,000円									
国の授業料減免 700,000円									
区の実費 区の給付型奨学金 上限50万円まで									

問い合わせ先

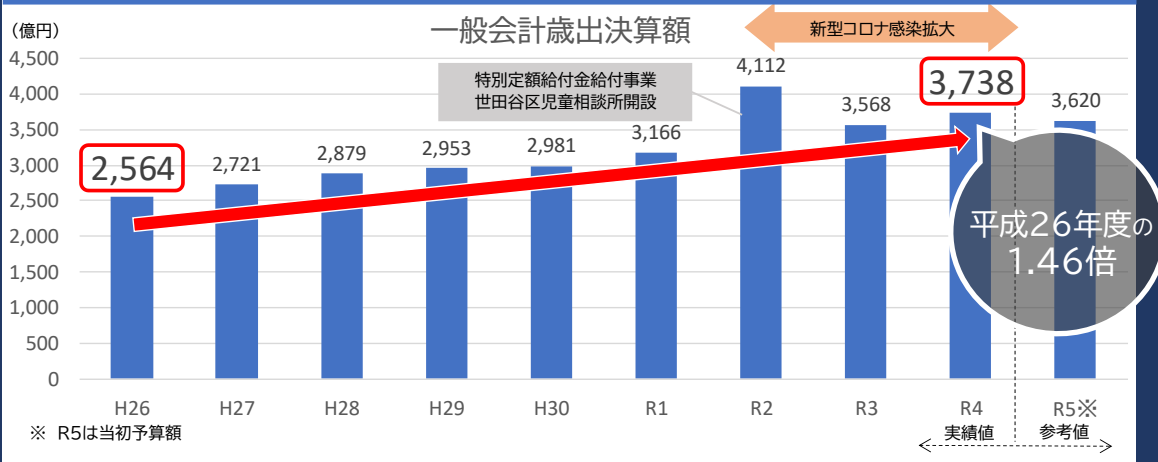
子ども・若者部 子ども家庭課 電話：03-5432-2406

テーマ(分野)	子ども若者		
事業名	生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える 学習・生活支援の拠点事業「まいぷれいす」	予算額	80,086千円
事業目的	<p>生活困窮世帯等の子どもがいつでも安心して過ごせる環境のもと、学習・生活習慣の定着を図り、自ら生きる力を育むと同時に、区が様々な機関と協働・連携し、地域の支えと見守りの中で、子どもと家庭の現在及び将来の生活の安定に向けた支援を行う。</p>		
事業概要	<p>【拡充】生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業「まいぷれいす」</p> <p>子どもの貧困対策計画に基づき、生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向け、①居場所提供、②学習支援、③生活支援、④相談支援(保護者を含む)の機能を兼ね備えた拠点事業を拡充し、二か所目の運営を開始する。</p> <p><実施日時> 週5日(月・水・金・土・日)、16時～21時 ※祝日も実施</p> <p><対象者> 学習・生活習慣等に課題を抱えている中学生とその保護者 ※利用にあたっては申請が必要(所得要件あり)</p> <p><運営体制> 施設長、副施設長、学習・生活支援員、ユーススタッフ、地域住民ボランティアなど</p> <p><実施場所> 1か所目: 烏山地域(令和3年8月～) 2か所目: 玉川地域(令和6年6月～)</p>		

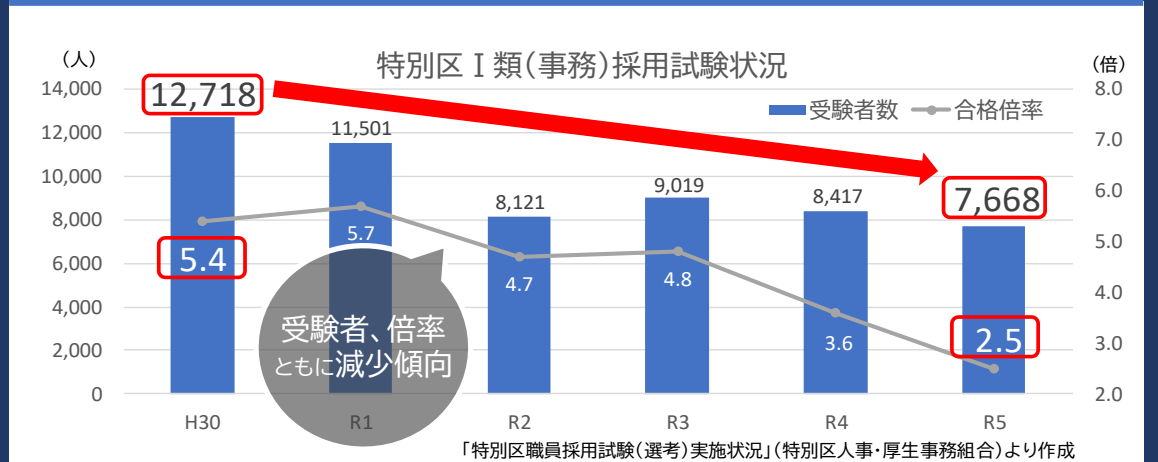


新たな行政経営への移行実現プラン 概要（令和6年度～令和9年度）

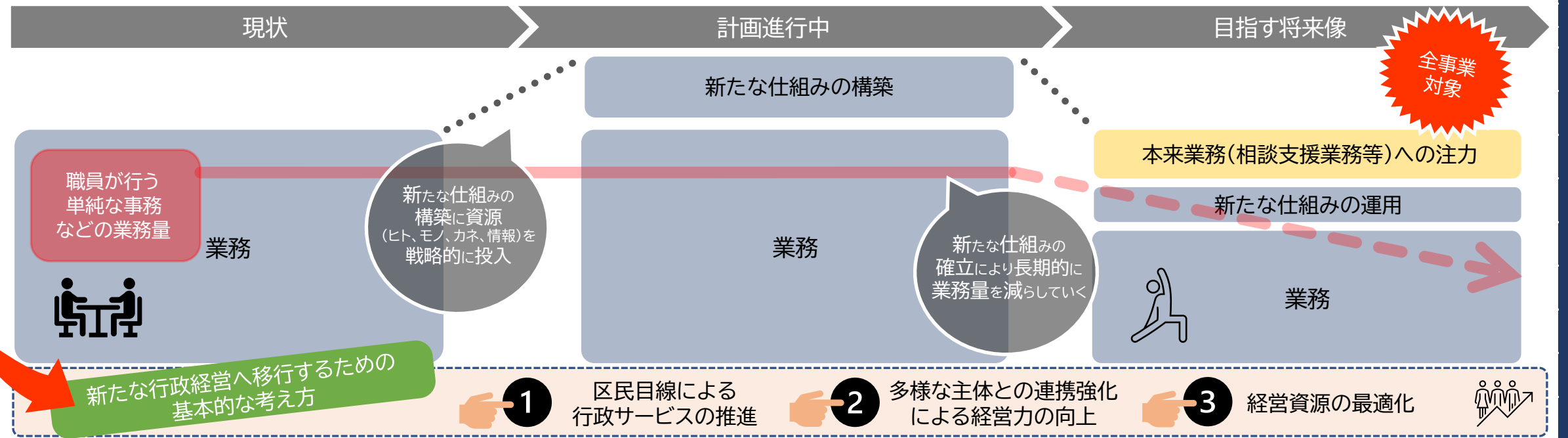
背景1 変化の激しい時代に、区政課題は山積しています。



背景2 将来的には、職員の確保が難しくなることが想定されます。



取組みイメージ



新たな行政経営への移行実現プラン 概要（令和6年度～令和9年度）

新たな行政経営の実現に向けた取組み

1

新たな仕組みづくり

予算額 7,900万円（38項目）

時代に即した区民サービスを提供していくため、情報発信の強化・共有化を進め、各々が主体性を持ちながら協働の意義を理解し、その意識醸成を図り、多様な主体との連携を深化させていきます。

また、それに合わせ、事業を再構築するなど、区民サービスの質の向上を図り、多様化する区民ニーズに的確に対応していく体制を構築していきます。

情報発信・共有、問い合わせ対応における新たな仕組みの構築、施策構築における歳入の観点の強化、官民連携による課題解決手法の構築、協働の推進・拡大、施設の有効活用、時代に即した事業の再構築



など

2

区民目線からのサービス利便性の向上

予算額 2億4,900万円（24項目）

区民目線から事業もしくは業務の再構築に取り組み、社会状況に応じ区民ニーズに的確に対応できる体制を構築し、区民が便利で利用しやすい行政サービスを提供していくとともに、内部の業務改善を図り、令和6年度から令和9年度の業務時間約2.9万時間を削減（対前年比削減時間の積み上げ）します。

窓口サービスの向上、支払いの利便性向上、より利用しやすいサービスの構築、身近な場所でのサービスの構築



など

3

職員の時間の効果的活用

予算額 3億7,400万円（16項目）

事務マニュアルや事務フローの整理・見直しを行い、デジタル技術の活用、業務の一部切り出し、多様な主体による対応などを検討・実施することで、令和6年度から令和9年度の業務時間約11.4万時間削減（対前年比削減時間の積み上げ）を見込み、より効果的・効率的な事業実施手法への転換を図り、区民サービスの維持・向上につなげ、職員の力を効果的に活用していきます。

内部定型事務の効率的運用、DXによる事務の効率化、補助金・助成金申請の利便性向上



など

4

業務量増に対しての効率的対応

予算額 3,000万円（7項目）

施設更新やインフラ整備など、今後確実に増加することが見込まれる行政需要に対し、多様な主体との協働やデジタル技術の活用などにより事業形態の再構築を図り、業務時間の増を抑えるなど限られた資源で着実に対応できる体制を整えていきます。

新たな維持管理手法の検討・構築、効率的な工事手法の検討・構築、事業対象拡大への対応手法の検討・構築



など

5

組織力の向上・人材の育成（専門性の向上）

予算額 2,800万円（17項目）

組織横断的課題や地域・地区の課題に対し、機動的かつ柔軟に対応できる組織や災害対策、感染症対応など緊急的、突発的な課題に対応する組織のあり方や人材育成の視点も含め、公務員としての専門性を発揮できる環境を整えるなど組織力向上の取組みを進めていきます。

強固な組織・体制の構築、職員等の専門性の向上、災害等に対する危機管理体制の強化



など

土台づくり

既存事業改善の取組み

令和6年度予算額 7億6,000万円※（102項目） 業務時間削減 14.3万時間

※ 予算額は、プランに基づく新規取組みにかかる経費